

【暫定稿その9】

第7章 行政運営の基本原則

政策法務（暫定稿）

第35条 市は、地域の実情に合わせた政策の企画及び実施を図るため、次に掲げる法務に関する行政の体制を充実するよう努めるものとします。

- (1) 条例や規則の制定等の自治立法を行うこと
- (2) 国の法令等を解釈し、運用すること
- (3) 提訴や応訴等の訴訟に的確に対応すること

【解説】

- 本条では、政策法務について規定しています。「政策法務」には、独自の条例や規則等を作る「立法法務」、国の法令等を解釈運用する「運用法務」、訴訟等に的確に対応する「訴訟法務」が含まれます。
- 地方分権一括法の施行により、通達行政が廃止され、市には、市民に最も身近な基礎自治体として、解決すべき問題に最も近いところで、政策をつくることが求められています。
- 地域における政策づくりの一環として、法令の範囲内で、自ら条例や規則等を制定するとともに、地域の課題を解決するため、国の法令等を主体的に解釈、運用することにより、それらの政策に根拠を与えることが必要です。
- 市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、権利を制限する条例または市民生活もしくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定または改廃に着手するときは、情報の共有（第5条）や説明責任、応答責任（第8条）の規定に基づき、適切に情報が共有されます。

行政手続（暫定稿）

第36条 市は、茂原市行政手続条例（平成8年茂原市条例第11号）の規定に基づき、条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関がする行政指導に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を図るものとします。

【解説】

- 本条では、処分、届出、行政指導等の行政手続について規定しています。なお、「茂原市行政手続条例」は、この条文を具体的に制度化したものと位置付けられます。
- 行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保

護するため、処分、届出、行政指導等が行われる際には、その根拠を明らかにするとともに、十分な説明が行われる必要があります。

危機管理（暫定稿）

第 27 条 市は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態等に、迅速かつ的確に対応するための体制等を整備するとともに、その対応にあたっては、市民及び関係機関と連携を図るものとしします。

【解説】

- 本条では、危機管理について規定しています。
- 未曾有の大災害となった東日本大震災以降、防災に対する市民の関心が高まっています。また、地震や洪水等の自然災害以外の、テロ行為等の人為的災害や、新型インフルエンザ等の危機に対しても、迅速かつ的確できめ細かな対応が求められます。
- 市民に最も身近な基礎自治体である市には、市民等と連携を図った上で、危機管理対策を講じることが求められています。

国等との連携（暫定稿）

第 37 条 市は、より良いまちづくりに向けて、地域の課題解決に主体的に取り組むとともに、必要に応じて、国、県、その他地方公共団体と相互に協力及び連携するよう努めるものとしします。

【解説】

- 本条では、国や県、他の地方公共団体との連携、協力についての基本的な考え方を規定しています。
- 市民ニーズの多様化や少子高齢化、人口減少等により、一地方公共団体では対応することができない課題も増えています。住民に最も身近な基礎自治体である市が、地域の課題解決に積極的に取り組む一方で、共通する課題等については、他の地方自治体や、より大きな単位である国や県と相互に協力及び連携して、対処していくことが求められます。

第 8 章 実効性の確保

条例の見直し

第 39 条 市長は、この条例の施行後、4 年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化等に照らして、この条例について見直しを行うものとしします。

【解説】

- 本条では、条例の見直しについて規定しています。
- 条例の実効性を確保するため、4年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化等に照らして、この条例を見直すこととしています。著しく社会経済情勢が変化した場合など、急を要する場合は、この限りではありません。
- 見直しにあたっては、本条例が市民、市及び議会によって遵守され、市民自治によるまちづくりの進展に寄与しているかどうかについて、策定時と同様に幅広い意見を聴きながら、検証する必要があります。

項目	H27.2.13 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
政策法務	<p>第 35 条 市は、地域の実情に合わせた政策の企画及び実施を図るため、次に掲げる法務に関する行政の体制を充実するよう努めるものとします。</p> <p>（1）条例や規則の制定等の自治立法を行うこと</p> <p>（2）国の法令等を解釈し、運用すること</p> <p>（3）提訴や応訴等の訴訟に的確に対応すること</p>	<p>第 35 条 市は、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、これを適切に運用するとともに、条例、規則その他の規定（以下「条例等」という。）を適切に制定または改廃する手続きを行うものとします。</p> <p>2 市長は、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、権利を制限する条例または市民生活もしくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定または改廃に着手するときは、その趣旨を適切な方法で公表するものとします。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りではありません。</p>
行政手続	<p>第 36 条 市は、茂原市行政手続条例（平成 8 年茂原市条例第 11 号）の規定に基づき、条例等に基づく処分及び届出並びに市の機関がする行政指導に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護を図るものとします。</p>	<p>第 36 条 市は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導および届出に関する手続について、透明かつ公正な行政手続を確保するとともに、根拠法令、条例等に基づき、市民に分かりやすく説明するものとします。</p>
危機管理	<p>第 27 条 市は、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態等に、迅速かつ的確に対応するための体制等を整備するとともに、その対応にあたっては、市民及び関係機関と連携を図るものとします。</p>	<p>（防災対策）</p> <p>第 27 条 市は、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、総合的かつ機動的な活動を行うことができる体制等を整備するとともに、その対応にあたっては、市民および防災関係機関と連携を図るものとします。</p>

項目	H27.2.13 まちづくり条例策定協議会	まちづくり条例に関する基本的な考え方（提言書）
国等との連携	第 37 条 市は、より良いまちづくりに向けて、地域の課題解決に主体的に取り組むとともに、必要に応じて、国、県、その他地方公共団体と相互に協力及び連携するよう努めるものとします。	第 37 条 市は、国、県、その他地方公共団体と適切な役割分担の下、相互に協力するとともに、地方分権を推進するため、自立に向けて改革を推進します。
条例の見直し	第 39 条 市長は、この条例の施行後、4 年を超えない期間ごとに、社会経済情勢の変化等に照らして、この条例について見直しを行うものとします。	（附則） 市長は、この条例の内容を常により良いものにするために、社会経済情勢の変化に照らして、4 年を目途に適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行うものとします。見直しおよび改正にあたっては、制定時と同じように市民が参加するものとします。